

禁止行為解除承認申請書の手順

消防法で禁止されている行為(火気使用)をホールで行う場合、「禁止行為の解除承認申請書」を豊洲シビックセンター及び深川消防署に提出し、承認を得る必要があります。

この解除申請は、舞台演出のために喫煙をするというだけの場合であっても必要となります。禁止行為解除申請が必要であることが分かり次第、豊洲文化センターにご連絡ください。

①「禁止行為解除承認申請」に必要な書類の準備

- ・★禁止行為の解除承認申請書および申請内容明細書
 - ・★避難経路及び消火器位置図面
 - ・舞台図面（機器、裸火及び喫煙の行為場所及び監視要員、消火器・防火バケツなどを記入）
 - ・タイムスケジュール（危険物を使用する時間帯を明記）
 - ・使用危険物の仕様内訳（喫煙・裸火の場合は写真など、実際の使用物が確認出来るもの。）
 - ・承認申請を行う祭事のチラシ、パンフレット等
 - ・その他(実態により必要となるもの)
- ★印：ひな形書式は豊洲文化センターにてご用意がございます。

②「禁止行為解除承認申請」書類の豊洲シビックセンターでの確認（豊洲シビックセンター防火管理者が確認）

- ・ご利用日の3週間前までにご来館ください。（事前に来館する旨をご連絡ください。）
- ・①記載の必要書類を2部ご持参ください。
- ・申請行為の内容・及び書類を豊洲文化センターで確認後、豊洲シビックセンター（豊洲特別出張所）で確認します。
- ・申請行為の確認後、承認申請書へ防火管理者（豊洲特別出張所）が承認し、押印いたします。

③「禁止行為解除承認申請」書類の消防署承認

- ・申請は深川消防署となります。②の防火管理者の承認を受けた書類2部を深川消防署へ提出してください。

深川消防署（本署） 〒135-0042 東京都江東区木場3-18-10
電話 03-3642-0119 FAX03-3641-4422

※東京メトロ東西線 木場駅・3番出口から徒歩5分

- ・保管用の「禁止行為解除承認申請」書類1部及び承認証をお受け取りください。（もう1部は消防署にて保管）
- ・承認申請の提出期限等、ご不明な点は上記消防署へ直接ご相談ください。

④「禁止行為解除承認申請」豊洲文化センター保管用書類の提出

- ・③で受け取りました「禁止行為解除承認申請」書類及び承認証を豊洲文化センターに提出してください。

※査察が入る場合は、利用当日に消防署が承認証を交付いたします。

☆②で1週間、③で2週間程かかる場合がございます☆

☆お早めの申請（ご利用日の3週間前を目安）をお願いいたします☆

江東区豊洲文化センター 電話 03-3536-5061